四　その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段（第三項に規定する連結Ｔｉｅｒ１比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五　当該最終指定親会社の役員及び経営上重要な従業員並びに当該最終指定親会社の子法人等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六　その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

6　第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の内容の欄に規定する社外流出制限計画をいう。第三条において同じ。）の実行に係る事業年度の前事業年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

第二条中「前条第一項の」を「前条第一項第一号に掲げる」に改める。

第三条中「最終指定親会社連結自己資本規制比率告示」を「連結自己資本規制比率告示」に改め、「平成二十二年金融庁告示第百二十八号（一を削り、「定める件」の下に「（平成二十二年金融庁告示第百二十八号」を、「健全性の状況」の下に「（第一条第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条　最終指定親会社は、社外流出制限計画の実行に係る事業年度に続く事業年度において、事業報告書（法第五十七条の十五第一項の規定による事業報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した連結資本バッファー比率に対応する第一条第一項第二号に掲げる表の経営の健全性の状況に係る区分（同表の資本バッファー非対象区分を除く。以下この条において「事業報告書に記載した連結資本バッファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該最終指定親会社は、事業報告書に記載した連結資本バッファー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該最終指定親会社について、同表の区分に応じた命令は、事業報告書に記載した連結資本バッファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から適用する。

一　第一条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十六号チ、第五十七条、第八十九条第三号及び第九十四条第一項第一号の改正規定

二　第二条中銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十六号チ、第三十五条、第六十七条第三号及び第七十二条第一項第一号の改正規定

三　第三条中信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号チ、第五十一条、第八十七条第三号及び第九十二条第一項第一号の改正規定

四　第四条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号チ、第二十八条、第六十四条第三号及び第六十九条第一項第一号の改正規定

五　第五条中最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条、第三条第一項及び第二項、第二十三条、第三十一条、第四十七条第一項第二号ロの表（注２）②、第六十五条第三号、第七十条第一項第一号の表（注）、第七十七条第二項第二号並びに第二百六十二条の表（注２）の改正規定

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二及び第十四条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	第二条の二第三項及び第十四条の二第三項	二・五パーセント	○・六二五パーセント
	第二条の二第四項及び第十四条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の二十五を乗じて得た比率
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	第二条の二第三項及び第十四条の二第三項	二・五パーセント	一・二五パーセント
	第二条の二第四項及び第十四条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	第二条の二第三項及び第十四条の二第三項	二・五パーセント	一・八七五パーセント
	第二条の二第四項及び第十四条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の七十五を乗じて得た比率

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第三条　適用日から起算して三年を経過する日までの間における第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。